

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条の規定に基づき、スポーツの分野において優秀な成績を収めたもの又は選手の育成指導若しくは競技の発展において顕著な功績があったものを表彰することにより、市民の競技スポーツに対する意識の高揚と競技力の向上を図るとともに、本市のスポーツ振興に資することを目的とする。

(スポーツ賞の種類)

第2条 スポーツ賞の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ特別栄誉賞
- (2) スポーツ栄誉賞
- (3) スポーツ功労賞

(表彰の対象)

第3条 スポーツ賞の表彰の対象となるもの（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別表に定める基準に該当するものとする。

- (1) 本市に在住、在学、在勤又は本市に所在する団体に在籍する個人
- (2) 本市に所在する団体
- (3) 過去に市内の小学校、中学校又は高等学校に在籍しており、表彰対象となる競技活動をしていた個人
- (4) その他市長が特別に認めた個人又は団体

2 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、表彰の対象としない。

- (1) この表彰の趣旨に反すると認められる場合
- (2) その他市長が表彰することを不相当と認める場合

(表彰の方法)

第4条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を授与して行う。

2 対象者（団体は除く。）がその表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品をその遺族に対して贈るものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| スポーツ賞の種類 | 表彰の基準 |
|-----------|--|
| スポーツ特別栄誉賞 | オリンピック、パラリンピック及び世界選手権大会等において1位から3位までに入賞した個人又は団体 |
| スポーツ栄誉賞 | 次のいずれかに該当するもの (1) オリンピック、パラリンピック及び世界選手権大会等において4位から8位までに入賞した個人及び団体 (2) 国民体育大会、全日本選手権大会その他の全国大会において優勝した個人及び団体 |
| スポーツ功労賞 | 次のいずれかに該当するもの (1) 長年にわたり、オリンピック、パラリンピック及び世界選手権大会等で1位から3位までに入賞した個人又は団体の育成指導に顕著な功績があった個人 (2) 前号に掲げるもののほか本市のスポーツ活動の推進に顕著な功績を残した個人及び団体 |